

## 一 般 仕 様 書

第1条 本仕様書は、中央卸売市場水産系排水処理施設の汚泥引抜業務に必要な事項を定めるものである。

第2条 受託者は、契約後速やかに現場責任者を定め、業務の目的が十分に達成できるよう契約書及び仕様書に基づき、本市係員の指示に従って業務を遂行しなければならない。

第3条 受託者は、瀬戸内海環境保全特別措置法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他の公害防止関係法令、和歌山県条例、和歌山市条例等、関係法令等を遵守し、事故のないよう十分留意することとし、万一、施設及び第三者に損害を与えた場合は、直ちに甲に報告し、甲の指示に従い、乙の責任において誠意をもって敏速に処理し解決すること。

第4条 受託者は、業務完了後一年以内に、この業務に基づくものと判断される不具合が生じたときは、係員の指示にしたがい速やかに無償にて補修又は取り替えを行うものとする。

第5条 現場責任者は、あらかじめ市場業務に支障を来たさないよう日程及び時間等を調整し、作業に着手しなければならない。

第6条 現場責任者は、着手前に作業範囲、立入禁止区域の徹底のため、係員と十分協議の上、事故防止に努めること。

第7条 現場責任者は、作業前に安全上必要な措置を実施し、必要があれば関連箇所に危険防止の表示をすること。

第8条 現場責任者は、業務のすべて本市の確認に合格しなければならない。

第9条 本仕様書に明記されていない事項については、甲の指示に従うものとする。

また、指示されない事項であっても業務の履行上、当然必要な業務等は良識ある判断に基づいて行わなければならない。

第10条 受託者は、業務完了後速やかに下記の図書を提出すること。

- (1) 水産系排水処理槽清掃確認書
- (2) 作業写真（清掃前・清掃中・清掃後）
- (3) 産業廃棄物マニフェストA・B 2・D・E表の写し
- (4) 計量証明書

## 特記仕様書

- 1 業務目的 中央卸売市場水産系排水処理施設の運転により発生する水産系排水処理槽汚泥（有機性汚泥）を吸引し、適正に運搬し、有効利用もしくは適正に処分するものとする。
- 2 実施箇所 (所在地) (履行場所)  
和歌山市西浜1660番地401 和歌山市中央卸売市場
- 3 業務の履行 監督・指導については現場責任者が行い、本市係員もしくは市場従事者と綿密に連絡を取りながら、水産系排水処理槽の余剰汚泥を吸引し、吸引した水産系排水処理汚泥（有機性汚泥）を適正な方法で運搬し、適正に処分できるよう、契約書、仕様書、その他関係法令(現場説明を含む。)により能率的、経済的、かつ完全に業務を履行しなければならない。
- 4 業務内容 (1) 排水処理施設製造者の取扱説明書に基づいて、汚泥濃縮貯留槽（有効容量24.516m<sup>3</sup>）の汚泥引抜清掃を行う。  
(2) 清掃は、契約期間中4回（6月、9月、12月、3月の予定）とし、実施日は、本市係員及び別契約の中央卸売市場排水処理施設保守管理業務従事者と協議の上、定める。  
(3) 吸引した水産系排水処理槽汚泥は、有機性汚泥として受託者の負担で適正に搬出し、有効利用もしくは最終処分場にて適正に処分すること。  
(4) 引抜汚泥の収集・運搬及び有効利用もしくは処分は、産業廃棄物マニフェストにより処理し、「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「その他関係法令」を遵守のうえ実施すること  
業務終了時には、水産系排水処理槽の引抜業務が完了したことがわかるように、証明する書面を提出すること。  
また、水産系排水処理槽汚泥の処理方法がわかるように、適正な処分を証明する書面（産業廃棄物マニフェストの写し）を提出すること。
- 5 引抜汚泥の性状及び容姿  
形状（液状、泥状）、におい（有り）、色（黒茶色）
- 6 引抜汚泥の予定数量 約100m<sup>3</sup>（25m<sup>3</sup>×4回）  
※あくまでも予定数量であり、委託数量を保証するものではありません。
- 7 清掃箇所 中央卸売市場排水処理施設水産系排水処理槽
- 8 その他 本仕様書に疑義を生じた場合は、両者協議のうえ定めるものとする。

別記（中央卸売市場水産系排水処理施設汚泥引抜業務の疑義の質問）

1 入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で中央卸売市場長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

2 中央卸売市場の開市日と休市日については、つぎのとおりホームページから確認してください。

・和歌山市公式ホームページ わかやま CITY 情報

(<http://www.city.wakayama.wakayama.jp/>)

トップページ > 暮らし > 産業・雇用・労働 > 産業 > 和歌山市中央卸売市場  
> (中央卸売市場とは)和歌山市中央卸売市場の基本情報  
> (休開場日カレンダー)令和8年

# 業 務 委 託 契 約 書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、中央卸売市場水産系排水処理施設汚泥引抜業務の委託について、次のとおり契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（法の遵守）

第1条 甲及び乙は、委託業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令（以下「法令」という。）を遵守しなければならない。

（契約期間）

第2条 契約期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。

（手数料）

第3条 手数料の額は 円（消費税及び地方消費税分 円を含む。）とし、1回あたりの支払金額は 円（消費税及び地方消費税分 円を含む。）とする。

（委託業務）

第4条 甲は中央卸売市場水産系排水処理施設汚泥引抜業務（以下「業務」という。）の履行を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 乙は、別紙仕様書の内容に従って業務を履行しなければならない。

3 乙の事業範囲は次のとおりとし、乙はこの事業範囲を証するものとして、甲又は和歌山県が交付する産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可証（以下「許可証」という。）の写しを甲に提出し、この契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときには、乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、この契約書に添付する。

（1）産業廃棄物の収集運搬に関する事業範囲

許可都道府県・政令市： 和歌山県

許可の有効期限： 許可証のとおり

事業範囲： 許可証のとおり

許可の条件： 許可証のとおり

許可番号： 第 号

（2）産業廃棄物の処分に関する事業範囲

許可都道府県・政令市： 和歌山県

許可の有効期限： 許可証のとおり

事業範囲： 許可証のとおり

許可の条件： 許可証のとおり

許可番号： 第 号

4 甲が、乙に水産系排水処理施設汚泥引抜業務を委託する産業廃棄物の種類及び予定数量は、次のとおりとする。

種類： 有機性汚泥

予定数量： 仕様書のとおり

5 乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業所の名称 : \_\_\_\_\_  
所在地 : \_\_\_\_\_  
処分方法 : \_\_\_\_\_  
施設の処理能力 : \_\_\_\_\_

6 乙は、甲から委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を次のとおり行う。

事業所の名称	所在地	処分の方法

7 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えは行わない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、業務の全部又は一部の履行を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て法定の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

（業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止させることができる。この場合において、手数料の額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

（損害の負担）

第9条 業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

（乙の債務不履行）

第10条 乙は、その責めに帰すべき事由により業務を履行しないときは、その不履行分に相当する手数料の額を減額して、甲に手数料を請求しなければならない。この場合において、減額する額は、甲が定める。

2 前項の場合において、甲に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 前項の賠償額は、甲が乙に対し、手数料額の100分の10の金額に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。

(確認)

- 第11条 乙は、業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。
- 2 乙は、前項の確認の結果補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、補正後その旨を甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

(手数料の支払)

- 第12条 乙は、履行すべき業務のすべてについて前条による確認を受けた後、甲に対して、手数料の支払を請求するものとする。
- 2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に手数料を乙に支払わなければならない。
- 3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により前項の規定による手数料の支払が遅れたときは、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

- 第13条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) その責めに帰すべき理由により、契約期間中業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 第21条第1項に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。
- (3) 理由のいかんを問わず、契約に違反したとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、手数料の額の100分の10に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。
- 4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する手数料を乙に支払わなければならない。

第14条 甲は、必要があるときは、通知をしてこの契約を解除することができる。

- 2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

- (2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（談合等不正行為に係る甲の解除）

第16条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除

く。)に入札等(見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(5) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)がこの契約に関し行った行為について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(乙の解除権)

第17条 乙は、甲の債務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が6か月を超えたとき。

2 第8条第2項及び第13条第4項の規定は、前項の規定により、この契約を解除された場合に準用する。

(賠償金等の徴収)

第18条 甲は、乙がこの契約の基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足のあるときは乙に追徴する。

(秘密の保持等)

第19条 乙は、委託業務を履行するに際し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

第20条 乙は、業務の履行に当たっては、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めるときは、乙の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができる。

(和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守)

第21条 乙は、委託業務の履行に当たり、和歌山市情報セキュリティポリシー(以下「ポリシー」という。)を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する重要情報資産を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なして前条第1項に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

3 甲は、乙が第1項及び前項の規定に違反して重要情報資産の取扱いをしていると認めるときは、前条第2項の規定を準用する。

(合意管轄)

第22条 この契約に関し、甲乙間に訴訟の必要が生じた場合、甲を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(補則)

第23条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地  
和歌山市  
和歌山市長 尾花正啓

乙

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

#### (適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

#### (教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

#### (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

#### (持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出し  
てはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、  
書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその  
処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この  
限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させ  
なければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1  
項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速や  
かに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示  
に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な  
方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理  
状況の履行について書面で報告を求めると及び乙の作業場所への立入調査ができるもの  
とし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、  
甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故  
が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守  
しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生  
した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、そ  
の損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表  
者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。